

長浜市の下水道受益者負担のあり方について

答申書

(案)

令和2年12月18日

長浜市下水道事業審議会

はじめに

当審議会では、令和元年度に「長浜市下水道ビジョン」の取組施策を推進する「長浜市下水道事業中期経営計画」の策定について諮問を受け、持続可能な下水道の構築について審議を重ねてまいりました。その中で、下水道の概成により、維持管理に主体を置いた健全経営への取組を評価する一方で、負担の公平性が確保されていない受益者負担金については、中期経営計画期間中の検討事項であることを意見集約し、新たに下水道の受益を受ける方に対して、情勢の変化を踏まえた新たな制度を検討するよう答申を行いました。

令和2年度の審議会では、前期中期経営計画の取組みや経営実態について検証するとともに、「長浜市の下水道受益者負担のあり方」について諮問を受け、慎重に審議を行いました。

制度の仕組みや課題について事務局から説明を受け、現行の負担金制度が概成した状況下に即したものであるかどうか見直しの必要性を検証したうえで、公平性の観点に照らし合わせた適正な負担のあり方について、下記のとおり意見を取りまとめましたので答申します。

## 記

### 1. 公共下水道受益者負担金

長浜市では、都市計画法の規定に基づき、県知事の認可を受けて施行する公共下水道事業については、整備に要する費用の一部に充てるため受益者負担金を徴収する条例が制定されています。

市域の排水区域には、合併前の市町で設けられた負担区があり、負担区ごとに1平方メートル当たりの単位負担金額が定められていますが、排水区域の規模や整備の時期、処理密度の形態によって、市町ごとに設定単価が異なっています。

受益者負担金は、その定められた単価に受益を受ける土地の面積を乗じて求められています。

なお、一部の負担区では、土地の面積に関係なく戸割の定額負担金が設定されています。

下水道事業計画の見直しに合わせ、追加整備される区域の単価を決定してきましたが、いずれも賦課済の区域と連担していることから、負担の整合は旧の行政区域で図られてきました。

### 2. 農業集落排水施設加入負担金

長浜市の一部の地域では、農業集落排水施設を新たに利用する者に対し、加入負担金を徴収する制度があります。施設の整備には、現在の使用者が費用の一部を負担していることから、同じ地域で同じ施設を利用することになる者は、負担相当分を負担し使用してきた経緯があります。

最初の合併では、いずれの地区も供用後10年以上経過している等の理由で、加入負担金を有していた旧町の制度は廃止されていますが、2度目の合併では、供用開始から3年に満たない地区があることから、当該地区の負担に配慮して、加入負担金は現行のとおり引き継がれました。

なお、公共枵の設置には、加入負担金とは別にすべての地域で工事負担金を徴収しています。

### 3. 負担の格差

公共下水道事業受益者負担金、農業集落排水施設加入負担金は、次のとおり地域間で負担が異なり格差が生じています。

受益者負担金は、土地に対する単位負担金額、1戸当たりの定額負担金、定額負担金と単位負担金額を組み合わせた賦課方式が混在しています。

加入負担金は、公共樹1樹当たりの工事負担金とは別に負担が必要となっています。

公共下水道事業受益者負担金

(単位：円)

	165㎡ (50坪)	330㎡ (100坪)	660㎡ (200坪)	990㎡ (300坪)	負担区単価
長浜負担区	51,150円	102,300円	204,600円	306,900円	310円/㎡
びわ負担区	79,200円	158,400円	316,800円	475,200円	480円/㎡
浅井負担区	161,250円	202,500円	285,000円	367,500円	120,000円+ 250円/㎡
虎姫負担区	66,000円	132,000円	264,000円	396,000円	400円/㎡
湖北負担区	300,000円	300,000円	300,000円	300,000円	300,000円/戸
高月負担区	82,500円	165,000円	330,000円	495,000円	500円/㎡
木之本負担区	79,200円	158,400円	316,800円	475,200円	480円/円

※法人事業所の場合、浅井負担区では土地の面積によらず従業員の数に応じた負担金を定めている

農業集落排水施設加入負担金

	1樹当たりの設置費用
長浜地域	工事負担金(実費負担)
びわ地域	工事負担金(実費負担)
浅井地域	工事負担金(実費負担)
湖北地域	工事負担金(実費負担) + 加入負担金(300,000円)
高月地域	工事負担金(実費負担)
木之本地域	工事負担金(実費負担) + 加入負担金(525,000円)
余呉地域	工事負担金(実費負担) + 加入負担金(300,000円)
西浅井地域	加入負担金(500,000円) 工事負担金含む

4. 下水道の概成

公共下水道事業は、昭和58年に長浜市公園町で整備に着手し、平成3年、東北部流域下水道の処理開始に合わせ供用が開始されました。平成12年、流域下水道木之本東幹線の完工で木之本地区での供用が開始、平成19年には事業認可を受けた整備事業が完了し、処理区域のすべてで下水道が利用できるようになりました。

農業集落排水事業は、昭和56年にびわ町美浜地区、湖北町尾上地区を皮切りに相次いで整備が進められ、平成20年木之本町杉野地区の完成で、市内59の地区で集合処理が行われるようになりました。

5. 下水道事業計画

平成27年度策定の下水道事業計画の認可で、合併前の市町ごとの計画は長浜市として統一され、その内容は、下水道ビジョンに基づき、農業集落排水の公共下水道への接続を推進する計画となり

ました。接続事業により、流域処理となる農業集落排水の区域はすでに下水道の利益を享受しており、受益者負担の対象となる下水道整備は完了したと判断することができます。

## 6. 受益者負担金の賦課状況

下水道は、同じ都市計画事業で行う道路や都市公園の整備と異なり、すべてを公費負担で行うのではなく受益者から負担金を徴収して整備が進められてきました。

受益者負担金の対象は、下水道管が整備され、公共枿が設置できる状態となった土地となります。

下水道の概成により生活環境の改善が図られ、宅地は供用に合わせて賦課処理が済んでいますが、農地は下水道利用が顕在化するまで徴収を猶予する制度があり、毎年、現況調査等で猶予地の状況を管理しています。農業利用を確保すべき区域も含め、整備時点から農地の状態である土地は、将来においても、猶予地として管理していく必要があります。

## 7. 経営面から見た受益者負担のあり方

これまでの下水道整備は、国の補助、企業債の借入等の財政措置があり、残りを受益者負担金として徴収し、本管の布設や公共枿の設置など一体的な整備が行われてきました。

概成後は、申請に基づく公共枿の整備に移っており、市が設置する費用に対し、賦課方式、単価の違いから負担に格差が生じている状況です。

公共枿の設置という特定の利用者への投資に対して、条件設定をするなど適正な費用負担の範囲を定め、公平性を確保していく必要があります。

## 8. 受益者負担金制度の課題

近年は、市外からの転入者も含め子育て世代からの設置申請が多く、建築等の資金繰りとして下水道の負担金も融資に組み込めないか相談を受けています。

受益者負担金は、土地の所有者に対し賦課されるもので、土地の引渡し後の登記情報から、対象となる受益者、面積を特定し、賦課公告を経てその額を決定するため、実際の請求は申請から1年以上後となります。建築時の融資に組み入れたいという意見を反映させるためには、請求の時期や額の確定方法を見直す必要があります。

また、受益者負担金の猶予地管理には、農地転用等幅広い現況調査が毎年必要となり、申請や届出を必要としない開発の把握に、賦課漏れ等のリスクが潜んでいます。

## 9. 現状に即した受益者負担のあり方への提案

下水道は、建設から維持管理にシフトし、その機能維持には使用者の使用の態様に応じた負担で賄われています。こうした経営状況、負担のあり方を踏まえると、公共枿の設置に要する利用者負担は、下水道使用料のように統一されたわかりやすい制度に見直すべきと考えます。

また、受益者負担金の賦課手続に必要な公告行為は、賦課の目的以外に、供用を開始する地域の公告も兼ね、下水道の普及を啓発するため有効な周知手段とされていました。行政主体の整備が完了し、本人申請による整備となった現状を考慮すると、公告自体の役割も薄れ、事務手続きを見直す時期にあると考えられます。

次に、徴収猶予制度を廃止し、公共枿の設置が必要となった時点で、費用を負担する制度に改めることで、猶予地の管理や解除などの煩雑な事務が省けます。

現状に即した制度の見直しは、事務事業の質の向上と人件費の削減による生産性の向上など、経営改善に大きなメリットがあると考えられます。

整備促進のために創設された受益者負担金制度は、定住者の水洗化を促進し、生活環境の改善に大きく寄与してきたものであり、その目的は達成したものと考えられます。

## 10. 公平負担の検討

下水道サービスを受けるために設置する公共枿は、下水道本管の埋設状況や前面道路の構造、他の占用物件の状況によって工事費用が異なります。例えば、道路を挟み対面の土地から同時に設置申請があった場合、本管の寄りによって負担に偏りが生じます。

負担のあり方を検討するうえで、こうした偏りも含め、すべて利用者負担の範囲とするのか、あるいは利用者と市が負担すべき範囲を設けて、一律の負担を設定するのか、公平性の観点に照らし合わせる必要があります。

審議会の意見として、受益者負担の見直しは、市内どこであっても、同じ負担で下水道が利用できる仕組みとし、移住定住の流れを生むためにも、公共枿の設置にどれだけの負担が必要なのか、明記されたわかりやすい制度の構築を提案します。

工事負担金は、道路状況や本管の埋設状況に関わらず、官民境界線を基準として利用者が負担すべき施工範囲、一律の整備条件を定めて費用を算出し、範囲を超える費用、道路維持に必要な費用は市の負担として公平性を確保し、経営状況を損なわない範囲で負担金額を決定するよう意見として申し添えます。

最後に、制度の切替えによって生じる課題は精緻に整理し、一定期間を設けた周知、関係者に対する丁寧な説明をお願いし答申とします。

## 長浜市下水道事業審議会審議経過

### 第1回下水道事業審議会（令和2年9月23日）

#### ○審議内容

- (1) 長浜市の下水道受益者負担のあり方について（諮問）
- (2) 令和元年度決算概要について(報告)
  - ・長浜市下水道事業会計、長浜市農業集落排水事業特別会計
- (3) 中期経営計画（平成30年度・令和元年度）の検証について

### 第2回下水道事業審議会（令和2年10月16日）

#### ○審議内容

- (1) 長浜市の下水道受益者負担のあり方について
  - ・諮問について
  - ・受益者負担金制度の現状と課題について
  - ・現状に即した受益者負担のあり方について

### 第3回下水道事業審議会（令和2年11月13日）

#### ○審議内容

- (1) 長浜市の受益者負担のあり方について
  - ・公平負担、適正負担の検討について
  - ・意見集約

### 第4回下水道事業審議会（令和2年12月18日）

#### ○審議内容

- (1) 長浜市の受益者負担のあり方について
  - ・意見集約
- (2) 下水道事業審議会の答申（案）について
  - ・議論のまとめ
  - ・答申（案）について

### 長浜市下水道事業審議会委員名簿（令和2年12月現在）五十音順、敬称略

会長	横山 幸司	滋賀大学産学公連携推進機構経済学系教授
副会長	北川 雅英	長浜商工会議所専務理事
委員	荒木 まつゑ	長浜市女性人材バンク
委員	井上 哲孝	長浜水道企業団局長
委員	伊吹 多美代	長浜市消費学習研究会会長
委員	宇野 恵士	滋賀県北部流域下水道事務所所長
委員	竹腰 勝子	長浜市女性人材バンク
委員	中井 宣夫	総務省公営企業経営支援バンク